

## 第二十六回 参議院文教委員会会議録 第二十八号

昭和三十二年五月十四日(火曜日)午前十一時七分開会

## 委員の異動

本日委員高田なほ子君辞任につき、その補欠として藤原道子君を議長におい指名した。

出席者は左の通り。

## 委員長

岡

三郎君

## 理事

岡

三郎君

## 委員

岡

三郎君

有馬  
林田  
矢嶋  
常岡

英二君  
正治君  
三義君  
一郎君

近藤  
鶴代君  
左藤  
義詮君  
関根  
久藏君  
谷口  
跡三郎君  
吉田  
萬次君  
安部  
清美君  
松澤  
靖介君  
松永  
忠二君  
湯山  
勇君

永山  
忠則君

衆議院議員

## 國務大臣

文部大臣  
灘尾  
弘吉君

政府委員  
文部政務次官  
教育部初等中  
教育局長

事務局側  
常任委員  
工楽  
英司君

○委員長(岡三郎君) まず、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案についてはすでに質疑を終局しておりますので、直ちに討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようではありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

## 本日の会議に付した案件

(内閣提出、衆議院送付)

## ○市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

## ○国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案(衆議院提出)

## ○公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

## ○教育、文化及び学術に関する調査の件(教科書検定に関する件)

## (公立学校の学校医の公務災害補償に関する件)

## (児童生徒の災害補償に関する件)

## (公立学校の学校医の公務災害補償に関する件)

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法案は

を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡三郎君) 全会一致でござります。よって本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法案は

衆議院修正送付案であります。

本案についてもすでに質疑を終局しておりますので、これより直ちに討論に入ります。

○矢嶋三義君 本法律案は、養護学校に関連するものでございますが、先刻

に閲覧するものでございますが、先刻

本委員会で議決されました学校教育法の一部を改正する法律案において、養護学校における就学を就学義務の履行

とみなすということに相なったことは

まさに時に適に選したことと考える次第でございます。

御承知の通り、小中学並びに高等学校の振興について格段の熱意を示されました。今後憲法第二十六条に規定するところの教育の機会均等並びに義務教育無償の建前からすれば、教員定数の確保、そのほか、さらには施設備の充実に格段なる努力をすべきものと考えます。

なお、わが参議院における原案は、内閣提出法律案を衆議院において修正可決されまして送付された原案でございましたが、この修正案において事務職員の時間外勤務手当を都道府県負担といたし、その二分の一を国庫負担とする修正をなしたこと、これまで賛成する次第でございまして、事務職員の問題については、本委員会においても過去数カ年間にわたつていろいろと調査して参つたことでございますが、その一部がこのたび解決することは同僚諸君とともに喜びたいと思います。しかし、この質疑の段階において明確になりましたように、事務職員の格づけ、あるいは人事交流、質的向上の問題、さらには待遇の適正化の向上をばからねばならぬという点については何人も異論のないところでございまして、これらのことについては内藤初等中等局長

から適切なる答弁がなされておりま  
す。その答弁の線に沿つて一日も早く  
実現されることを強く要望するととも  
に、その動向を今後私は見守っていく

最後に、これまで年中の委員会にお  
ことをひいに申し上げておきたいと思  
います。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を可決するに際し、本委員会は、政府に対し次の通り要望する。

任願いたいと存じますが、御異議いかが  
いませんか。

員並みの支給に變つてくるわけですが、療養期間はいかように認定されることが多いになります。○衆議院議員（永山忠則君）三年にいたしまして、従前の期間を通算することになつております。

○政府委員(内藤馨三郎君) ただいま永山議員からもお話をございましたので、事務職員の身分について教育公務員にするようなどいうお話をございましたが、文部省当局の方から一応その点を説明をしていただきたいと思います。

最後に、これまで昨日の委員会において衆議院において修正案を出しまして小牧代議士に質疑をいたし、政府委

員にも伺つたところであります、寮母の勤務状況の特殊性からして、当然私が時間外勤務手当が支給されるべきであると考えるにもかかわらず、このたびの修正に寮母という活字が入つて

務教育費国庫負担法の対象とすることについて、速かに適切な措置を講ずること。

委員長(岡三郎君) 他に御意見もな  
 ようでありますから、討論は終局し  
 ものと認めて御異議ございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり  
委員長(岡三郎君) 御異議ないと認  
ます。

これより採決に入ります。市町村立学校職員給与負担法の一部改正する法律案を問題に供します。

案を原案通り可決することに賛成の  
の挙手を願います。

委員長(岡三郎君) 全会一致でござります。よつて本案は全会一致をもつ原案通り可決すべきものと決定いた

なお、本院規則第百四条による本会における口頭報告の内容、第七十二

案文を朗読いたします。

慣例により、これを委員長に御一

八割支給されて いるところの給与が教

するよう相談はいたしておりますの

○湯山勇君 最初提案者の方へお尋ね

いたしますが、付則2の適用になる人員の数の見込みと、それに伴う予算措置は大体どのようにお考えでございましょうか。

○衆議院議員(永山忠則君) 文部当局よりちょっとと説明をさせていただきたいと思います。

○政府委員(内藤譽三郎君) この案により私ども事務的に検討していただきました結果、結

核休職は教職員と同じように一・五%、

比率は見込んでおります。その結果五

十八人が対象になる計算でございま

す。そこで負担金経費総額といたしま

しては二千二百六十八万六千円、で二

分の二が一千百三十四万三千円とい

うのが国庫負担の対象になるわけござ

ります。そこでは財源措置は遺憾ながら積算の

基礎は負担法の中にはございません。

従つて政府側の意見としては趣旨には

賛成であるが、その予算的な準備がございませんので賛成いたしかねるとい

う場合には申しかねますが、しかしこ

の法案が通った場合には、義務教育費

県費負担法は御承知の通り実績主義の

法案でございますので、何とか既定予

算の中でやりくりをいたしまして、不

足額が出ればこれは補正予算なり予備

費なりで適当な措置を講じたい、かよ

うに考えております。

○湯山勇君 それから公布の日からと

いうことですけれども、大体いつごろ

公布の御予定でしようか、会期中にこ

の法律が上るものとして、

○衆議院議員(永山忠則君) 直ちに公

布するということでございます。

○湯山勇君 次は、政府の方へお尋ねいたしたいと思うのですが、これは主

として真費負担の事務職員が対象にな

ると思うのですけれども、それ以外に

市町村費の負担の事務職員が、国立に

はあまりないと思うし、もちろんこれ

は対象にはなりませんが、公立の学校

における県費負担以外の事務職員の

数、それからそれ以外の公費負担でな

い事務職員の数、これは相当数になる

と思いますので、全国的に本法適用者

である県費負担の事務職員の数と、そ

し願いたいと思います。

○政府委員(内藤譽三郎君) ちょっと

手元に詳細な資料がございませんが、

県費負担職員の方が約九千名ございま

す。で、市町村費負担というものは、こ

れは本来認むべき筋合にございません

ので、私どもはこういうものとか、

あるいはPTAがかりに雇つておるよ

うな、こういう事務職員はすみやかに

県費負担職員に切りかえるよう自治

府とも交渉をして、今度われわれが研

究しております標準定数の中には織

り込んで、ぜひ最近の機会にこれは県

費負担に切りかえたい、こういう考え方

でござります。

○湯山勇君 おそらく高校あたりでは

A等の負担、そういう事務職員が一緒

にいる場合が多いと思います。そういう

場合には、一方は本法適用者である

し、一方は同じ条件で何ら恩典を受け

ない、場合によっては共済組合はもち

ろんですけれども、少数のために健康

保険にも入っていないという状態が多

いのではないかと思うわけです。そこ

で、実際に県費負担の事務職員の九千

名というのは、現在の日本の学校の

児童生徒の数からいってあまりに

も少な過ぎる。これは政府はもとよ

り、提案者としてもお認めのことと思

います。そうすると、今までも局長の御

答弁にありましたように、市町村負担

でありますれば昭和三十三年度の基

準財政需要額にはそういう趣旨で織り

込みたい、かような考え方を持っており

ます。

○矢嶋三義君 さつきの質問を返しま

すがね、教育公務員特例法では、免許

所有ということが非常大事な要素に

なっているのですね。その考え方方は変

ります。

○矢嶋三義君 さつきの質問を返しま

には教育振興のために格段の努力をすることが必要であると思ひますので、その点について湯山委員も指摘されたりましたとして、この点についてはぜひとも努力していただきたいと思います。先ほどあなたの答弁されておりました寮母、更習助手は直接の教育に携わっているから、これは教育公務員として扱っているというようなことは、条文には明記していないわけですね、私は明記すべきだと思いますが

○政府委員(内藤三郎君) 施行令の方で準用しております。

○矢嶋三義君 従つて、教育公務員の規定の仕方からいって、先ほどあなた御答弁の中にもありましたように、はつきりと直接教育に携わっているわけですからね、教育公務員として施行令で準用というような形に方で準用しております。

○矢嶋三義君 従つて、教育公務員の規定の仕方からいって、先ほどあなた御答弁の中にもありましたように、はつきりと直接教育に携わっているわけですからね、教育公務員として施行令で準用というような形であります。

○湯山勇君 私は日本社会党を代表し、施行令の三条で実習助手、寮母は

入っているのでござりますがら、特例法上の明文がある、こう申し上げても差しつかえないと思います。

○矢嶋三義君 これで終りますがね、

○矢嶋三義君 これが第一点は、現在事務職員の配置状況はきわめて不十分であると思います。

○矢嶋三義君 これが第二点は、市町村費負担、あるいはPTA負担等の事務職員が相当数現在

ござりますが、これらについては、こ

れらをさみやかに県費負担に切りかえ

るよう、政府において格段の、しか

も早急な措置を強く要望いたしました。

○矢嶋三義君 以上であります。

○委員長(岡三郎君) 他に御意見もな

いようとしても区別されぬと思う。

○委員長(岡三郎君) 差別はつかぬと思う。

○委員長(岡三郎君) だと思うのですがね。これはあえて答

弁を求めません。

○委員長(岡三郎君) いようでありますから、質疑は尽きた

ものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認

めます。

○委員長(岡三郎君) これより採決に入ります。

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

○委員長(岡三郎君) ちよっと速記を

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけた

○委員長(岡三郎君) ちよっと速記を

ます。

○委員長(岡三郎君) 本案に対する質疑は次回に譲ります。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

次に、教科書検定に関する件を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 昨日松永委員並びに私から、提出されていない資料を提出するよう委員長を通じて再要求したわけですが、本日まだ提出されておりません。

承ると、いろいろ事情があつて提出されないということですが、どういう事情があるのか、御説明いただきたいと思う。

○政府委員(内藤馨三郎君) 昨日お話を調査官の資料は本日提出いたしておると思います。その昨日お話をございました分につきましては、松永委員からお話をあつた特定の著者の特定会社の分につきましてその理由を明らかに、不合格にした理由書を提出するよう、こういうようなお尋ねがあつたわけであります。

そこで、その前に私二点ほど申し上げたいと思うのですが、教科書行政のうちで最も大事な点は、一つは検定の公正を期するということが第一点であ

りまして、一つはその検定された教科書を公正に採択する、この二つの点がどちら起る杞憂である。教科書の合否を決定するには審議委員会であつて、いろいろ検討した結果、昨年は調査官をとりあえず二十名増置いたしまし

て、お手元に配付したような経歴の者

がそれぞれ専門に当っているわけでございます。ところで、その調査官は下調べをするわけでございまして、その調査官に配するに現場の実情がわかるようになります。

小中高等学校の現場側の先生を非常勤の調査員に委嘱しているのであります。同時に、非常に専門的な学識経験の分も要るのでこの点は大学の専門の教授たちに御委嘱しまして非常勤の調査員をお願いしておる。そういう方々が資料を作りまして、その資料に基づいて教科書の検定審議会でそれを審議される。その検定審議会のメンバー及びメンバーの職歴についてはこれも本委員会に提出したわけでござい

ます。この審議会の委員が今まで十

六人で非常に手薄であったのですが、

苦しい止むをえざる義務なのである。その際一般的思想の自由は教科書に關する思想の自由とは合致しない。いかに優れた著述でも教科書としては不合格といふことも可能なことは論を要しないところである。「これはずっと前に前文がございますが、これは最後の一節であります。

○矢嶋三義君 ようと答弁中です

が、私が伺ったのは、昨日教科別のあ

の合否の統計表と、松永委員から不合

格になったと新聞に報ぜられて

一、二の教科書の会社側に渡した不合

格理由書を出してほしいというのに対

して、出せないという御答弁で本日ま

であります。その範囲で選んだわけ

であります。その会長をしていらっしゃるのが天野貞祐氏であります。天

野貞祐氏が昨日の読売新聞にこうい

う寄稿をされておるのでちよつと御参考

までに読んでみますと、「教科書の検

定について官僚の統制を憂える向きも

あるが、それは全く事情のわからぬこ

とから起る杞憂である。教科書の合否

を決定するには審議委員会であつて、

各方面から選ばれた識者が官僚の指

官をとりあえず二十名増置いたしまし

て、お手元に配付したような経歴の者

がそれぞれ専門に当っているわけでござります。

○委員長(岡三郎君) 本案に対する質

疑は次回に譲ります。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

次に、教科書検定に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 昨日松永委員並びに私から、提出されていない資料を提出するよう委員長を通じて再要求したわけですが、どう

いう事情があるのか、御説明いただきたいと思う。

○政府委員(内藤馨三郎君) 昨日お話を

の調査員に委嘱しているのであります。

調査官に配するに現場の先生それぞれ

が人情である。自分になんの得ること

もないので、好んで業者に損害を与

え、著者のうらみを買う危険をおかす

人などは容易にありえない。不合格の

断定をするのは本人としてはまことに

苦しい止むをえざる義務なのである。

その際一般的思想の自由は教科書に

審議される。その検定審議会のメン

バー及びメンバーの職歴についてはこ

が資料を作りまして、その資料に基

づいて教科書の検定審議会でそれを

査員をお願いしておる。そういう方々

が資料を作りまして、その資料に基

待つていただきたい。

○矢巣三義君 では何ですね、私の党では、教科書検定というのは、きわめて重大だから徹底的に掘り下げるわけですが。時期が来れば、不合格理由だけ見ただけでは十分わからないわけだから、検定原稿まで入手して、その検定原稿と不合格理由とを対照することによって検定状況というものが十分わかるわけですから、それまでの調査をしたいと考えているわけです。で、時期が来ればそういうものを国会に提出することは差しつかえない、こういう答弁と了承してよろしいですか。

○政府委員(内藤謹三郎君) 時期の点は、私、矢巣委員からお話をあつた教科別の点については、時期を待つていただきたい、これは本年度の採択が大体八月一ぱいで済むと思いますが、九月以降になつたら教科別の分はこれはお示しできると思います。

それから先ほどの松永委員の、この個々の分についての不合格理由については、私ちょっとこれはお約束いたしかねると思うのです。今あなたのお話のようだ、一つは再審査の請求申であるということ、一つは現在その会社のものが相当広範囲に同じ著者のものが使われておる、四分の一以上の改訂といふことで申請が来ておりますけれども、これを公表することは非常に現在の採択に重大なる影響があると私どもは考へるので、その点も私今公表することは少しいかがかと思ひます。これも時期が相当先へ行つて採択に影響がないということが明瞭ならこれはけつこうだと思いますが、私どもとしては今自信がないのであります。

○松永忠二君 今のお話は、私の要求した資料について提出できない理由を述べておられる点について納得ができないわけであります。まず、最初に検定が当つては、検定の公正を期するということと、採択の公正をはかるということが非常に大切なことだといふお話をだつた、私は検定の公正を期するという意味から今のその検定が果して正しく行われているかどうかかということについての検討の資料を要求しているのであって、そういう意味からいって、私の考えている基本的な態度は誤りではないと思うのです。検定の公正を期するという意味で検定が行われた結果についての検討する資料を出していただきたいことを申し上げておる。それから私は調査官が審議会に資料を出して、そうしてその審議会が審議中ににおいて資料を提出してほしいということを言っておるわけなくて、すでに大臣が検定の許可、不許可を決定した後である、これはある意味から言うと、一つの行政の措置がなされているわけなんです、立法の一つの法律に基き、あるいは規則に基いての行政措置がなされた結果なんで、しかもその理由書を出すことそれ自身が行政措置だから、その措置をされているものについてその事實を示してくれといふことなんであつて、そういう意味からいつても私はこれは決して検定の権利を侵害したり、審議会の権利を侵害するものではないと思うわけです。しかもこれは、とにかく從前口頭でしておったといつても文書で出されておるわけなんです。そのこと自体一つの行政措置であります。しかもそれは立法に基いて

て行われた行政措置であるから、その措置されたもの 자체を出してくれとすることなどんだから何ら私は違法にはならないと思います。それから不合格の理由書を明確にしていくということだが、教育の混乱を起すというようなお話を出た、現場の職員どうこうというお話をあつたが、私はたとえば同一著者の人がある他の教科書を作っているとすれば、その検定不合格の理由が明確になることによってその人の著書、あるいは著作のものを利用している教科書について、どういう点を考慮していかなければならないかというようなことについても事実がはっきりくるので、むしろその教科書を取り扱っている教育者といふものはその事実に基いてやはり相当考慮をして教育に当つていかなければならぬという点において、むしろ教育にプラスを来たすのじゃないのか、決してその執筆者が不合格になつたからといって、その教科者に対する不信を持つものじゃない、その教科書を使ひに当つて教育的な考慮をする一つの機会を与えるわけでありまして、決して混乱を起すことにはならないい。

かといふことを調べていくといふことであつて、これも常時検定だからそながどうのこうのといふ、常時検定と書についてであるので、何ら常時検定との関連が出てくる性質のものではあります。それからもう一つの点で、異議がなれば申し立てができる、あるいは審議し直すかのようなお話をあつたが、そういうことは何ら発行者、著作者にしておらないし、事実またそういうことができるということは……具体的に不合格になつた教科書を再度出してきて、そうしてこれを三十三年度の使用教科書として審議会が決定し直すということがあるならば、事実そういうことが行われるということならばそれをはつきり言つていただきたい。私はそういうことはないと思うわけです。ただ、その理由書について異議があわば説明の機会を持つということであつて、あらためて再度これを審議し直して、昭和三十三年度の教科書として審議をし直すということではなかろうと思ひます。そういうことであるならばわれわれがこれをとやかく言うことは、検定そのものに対するわれわれの侵害であるので、そういうことを私は思ふ。要求しているのじやない。もうすでにこの教科書がいがなる異議申し立てがありにも、審議会としては、文部省大臣としては再度これを検定合格とすることもあり得ないのである、ないことはあります。従つてこれが異議申し立てがあり、それを何が今度の教科書として、本年度また許可するかのこときよなどです。従つてこれが異議申し立てがあり、それを何が今度の教科書としているけれども、そういう事実はあります。

ない。もうすでに行政措置として不合法が決定がなされたものだ。そのものについてはわれわれはあくまでも検定の公正をはかるためにこれを要求することは何ら不当ではない。あるいは昨日の御説明では、これをやることは教科書会社のいろいろな採択に影響を及ぼすというお話をあつたのです。教科書会社の不利益とか、採択いかんをわれわれは問題にするよりも、あくまで検定が公正妥当に行われるかどうかということを問題にする以上、そういうことを考慮する必要はないと思う。また、教科書会社の理解を得て希望に沿う、許せばするということでのお話だつたけれども、むしろそういうことではなくて、教科書会社の理解を得て資料を提出いたしたいということであるなら、またそこに話もわかるのに、教科書会社が許せば私はお出しすることをまた考えてみたい……きょうのお話では、そういうことも飛びぬけて、本質的に提出すること自体が、何か検定の公正を破壊し、あるいは公正な採択を破壊するかのごとき印象を与えることを言われ、なつかつ、現場の教育に混乱を来たすようなお話をされおることについては私は納得がいきかねるわけです。もうすでにこうして日本読書新聞等にも、これのおよその項目が書かれ、しかも執筆者自身は、抽象的であって、私としては納得できない、というようなことも言われておる。著者の方から異議が出てきておりませんと、か、発行者のところから異議が出てこないということなんかについて私は納得がいきかねるのであります。

に私は、もし教科書会社の理解が必要であれば、それを得て積極的に提出をいただき、また文部大臣と御相談、ただいて資料をお出し下さい。そして私たちがあくまで審議会の審議をよく検討し、妥当に行われたであろう審議の状況をよく把握をして、そして教科書の公正妥当な検定の行なえることを願つております。そういう意味から、私は今の御説明は納得ができかねる。とにかく、私の要求したものについて資料の御提出をしていただきたい。それだけではなくて、私の申し上げたのは、やはり思想的な面に触れるものが多いように思うので、他の委員から、あるいは理科、英語等のものについてやはりそういう要求があれば、やはりそういうものを出して行つて、誤解を解いて行くということをめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

○矢嶋三義君 議事進行について。た

だいま教科書検定に関する資料の提出について論議されているわけですが、先日の委員会から本日の委員会まで、こんな程度で、資料提出について出す出さぬで時間を空費している点非常に遺憾に思います。しかし、今の段階で、松永委員、あるいは私の要求している資料を出せといつても、結局時間を空費するだけだと思う。従つて、私は今後の進行としては、具体的に審議、調査を進めて行つて、そうしていよいよその必要な段階になつたときにあらためてこの問題を取り上げるし、

私は今、内藤初中局長が百万言を尽くすとともに、立法府としてその資料を入手することができるのですから、われわれとしては政府委員の答弁は全く納得できないわけですが、一応論議はここで切つて、実質的な審議に入るようにしてはいかがかと、かのように私は議事進行を提案いたします。

○松永忠二君 今矢嶋議員からお話を

ありましたけれども、私はやはり提出

を要求する理由、しなければできない理由を明確にしたわけです。ただし

かく理由書として他のいろいろな雑誌等から見たものについて、これはどう

であるか、真実であるかどうかとい

うことを、この文章は正しいかどうかと

いうことについて、やはりこの席上で

要だということで皆さん御判定いただ

けば決定として出していただくことと

し、私はそういう状況であるならば、

私が把握した理由書に基いて、これが

真であるか偽であるかということにつ

いてやはり御返事をいただいて、そう

して審議を進めて行くということにつ

いては私は賛成であります。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をとめて。

○矢嶋三義君 議事進行について。た

だいま教科書検定に関する資料の提出

について論議されているわけですが、

先日の委員会から本日の委員会まで、

こんな程度で、資料提出について出す

出さぬで時間を空費している点非常に

遺憾に思います。しかし、今の段階

で、松永委員、あるいは私の要求して

いる資料を出せといつても、結局時間

を空費するだけだと思う。従つて、私は

今後の進行としては、具体的に審

議、調査を進めて行つて、そうしてい

よいよその必要な段階になつたときに

あらためてこの問題を取り上げるし、

ほど矢嶋委員、松永委員から逐次本間

題に対する質疑を続けた中に置いて、またそのときに本委員会の意思がきまれば、内藤初中局長が百万言を尽くしてある通りであります。本案をもつたものが言わされましたので、次回にそちらもその趣旨をよく文部当局に伝え、資料提出については善処いたしまして、資料提出については善処いたしましたので、御了解願いたいと思います。

○矢嶋三義君 次回では了承できません。再開後本日ぜひやらしてもらいたい。次々に送つていったから、会期末を要する理由、しなければできない理由を明確にしたわけです。ただし

かく理由書として他のいろいろな雑誌等から見たものについて、これはどう確認をしていただくという方法によつて、統一ある資料については、また時期を追つていろいろな討議を経て、必

要だということで皆さん御判定いただ

けば決定として出していただくこととし、私はそういう状況であるならば、私が把握した理由書に基いて、これが

真であるか偽であるかということについてやはり御返事をいただいて、そうして審議を進めて行くということについては私は賛成であります。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をとめて。

○矢嶋三義君 議事進行について。た

だいま教科書検定に関する資料の提出

について論議されているわけですが、先日の委員会から本日の委員会まで、

こんな程度で、資料提出について出す

出さぬで時間を空費している点非常に

遺憾に思います。しかし、今の段階で、松永委員、あるいは私の要求して

いる資料を出せといつても、結局時間

を空費するだけだと思う。従つて、私は

今後の進行としては、具体的に審議、調査を進めて行つて、そうしていよいよその必要な段階になつたときにあらためてこの問題を取り上げるし、

ほど矢嶋委員、松永委員から逐次本間

午後五時六分開会

○委員長(岡三郎君) これより文教委員会を開いたします。

まず、公立学校の学校医の公務災害補償に関する件を議題といたします。

本件につきましては、各会派の御了解が得られれば、本委員会から法律案を提出することに、すでに理事会及び

委員会の決定を見ておるわけあります。

すが、今日、各会派の意見も一致いたしました。その案文はお手元にお配りを得ない場合はいろいろと種々問題が起つてくるかと予想される点がありますので、法成立後、運用の場合には、その点特に注意するよう、報告内容に入れていただきたいことを要望いたします。

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

近時、義務教育諸学校の児童、生徒が、修学旅行、遠足、或いは学校給食等、学校管理下の教育活動において、種々の災害を被つていることは、まことに遺憾に堪えない。しかも、これらの災害の対応措置が、すべて父兄の犠牲と負担において行われていることは、義務教育の趣旨からも絶対に見のがし得ないことである。

國は、このような災害から、児童、生徒を守るとともに、不幸にして災害を受けた場合は、公正な補償を行うよう速かに適切な措置を講すべきである。

右決議する。

本決議案を本委員会の決議とする

とに賛成の方は挙手を願います。

○委員長(岡三郎君) 全会一致であります。よつて本決議案を本委員会の決議とすることに全会一致をもって決定いたしました。

なお、自後の取扱いについては委員長に御一任願います。

ちよつと速記を停止して。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。教科書検定に関する件は明日に譲ることにいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

(目的)  
第一条 この法律は、公立学校の学校医の公務上の災害に対する補償を行うとともに、当該補償に要する経費についての費用負担に関する事項を定めることを目的とする。  
(補償義務)  
第二条 地方公共団体は、その設置する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)の非常勤の学校医(以下「学校医」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。)に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。  
(補償の種類)  
第三条 この法律により地方公共団体が行う学校医の公務上の災害に対する補償(以下「補償」という。)の種類は、次に掲げるものとする。  
一 療養補償(学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養における必要な療養の実施又は必要な療養の費用の支給)  
二 休業補償(学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないときにおける補償)  
三 障害補償(学校医が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なお体障害に対する補償)

〔参考〕  
本日の委員会において決定した本委員会提出の法律案は次の通り。  
公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律案  
公立学校の学校医の公務災害補償補助金に対する法律案  
公立学校の学校医の公務災害補償補助金に対する法律案

#### 償に関する法律

第一条

この法律は、公立学校の学校医の公務上の災害に対する補償を行つたときは、その補償に要する経費の二分の一を負担する。

(補償)

第二条 地方公共団体は、その設置する学校医が療養補償を行つた場合においては、疾病がなおらない場合における補償。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第三条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関する事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。ただし、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「義務教育諸学校」という。)の学校医に関するものについては、都道府県の条例で定める。

前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十号)の規定を参考やくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師として医療に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるよう、これを定めなければならぬ。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第四条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関する事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。ただし、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「義務教育諸学校」という。)の学校医に関するものについては、都道府県の条例で定める。

前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十号)の規定を参考やくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師として医療に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるよう、これを定めなければならぬ。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第五条 前条各号の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関する事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。ただし、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下「義務教育諸学校」という。)の学校医に関するものについては、都道府県の条例で定める。

前項の規定により政令で基準を定める場合には、政府は、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十号)の規定を参考やくするとともに、前条各号の補償が、同一の学歴及び医師としての経験年数を有する常勤の国家公務員で職務上医師として医療に従事する者の公務上の災害に対し同法により行われる同種の補償と、おおむね同程度のものとなるよう、これを定めなければならぬ。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第六条 国は、公立の義務教育諸学校の学校医に係るこの法律による補償を行つたときは、その補償に要する経費の二分の一を負担する。

四 遺族補償(学校医が公務上死亡した場合におけるその遺族に対する補償)  
五 葬祭補償(学校医が公務上死亡した場合における葬祭を行う者に対する補償)  
六 打切補償(学校医が療養補償開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合における補償)  
七 市町村の教育委員会は、第

五条に規定する学校医に係るこの法律による補償を行つた場合においては、あらかじめ都道府県の教育委員会と協議しなければならない。

(補償)

第八条 この法律による公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関しては、當該都道府県の人事委員会に對し、人事委員会規則で定めるところにより、審査の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、當該都道府県の人事委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び當該教育委員会に通知しなければならない。

第一項の規定による審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判所の請求とみなす。

(損害賠償の免責)  
第九条 地方公共団体は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その

請求の限度において、国家賠償法(昭和二十一年法律第二百五十五号)による損害賠償の責を免かれる。

(第三者に対する損害賠償の請求)

第十条 地方公共団体は、補償の原

#### (国負担)

第六条 国は、公立の義務教育諸学校の学校医に係るこの法律による補償を行つたときは、その補償に要する経費の二分の一を負担する。

(協議)

第七条 市町村の教育委員会は、第

五条に規定する学校医に係るこの法律による補償を行つた場合においては、あらかじめ都道府県の教育委員会と協議しなければならない。

(補償)

第八条 この法律による公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関しては、當該都道府県の人事委員会に對し、人事委員会規則で定めるところにより、審査の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、當該都道府県の人事委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び當該教育委員会に通知しなければならない。

第一項の規定による審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判所の請求とみなす。

(損害賠償の免責)  
第九条 地方公共団体は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その

請求の限度において、国家賠償法(昭和二十一年法律第二百五十五号)による損害賠償の責を免かれる。

(第三者に対する損害賠償の請求)

第十条 地方公共団体は、補償の原

因である災害が第三者の行為によつて生じた場合においてこの法律による補償を行つたときは、その

補償額の限度において、この法律による補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取

得する。

第二項の場合において、この法律

による補償を受けるべき者が當該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、地方公共団

体は、その額の限度において、この法律による補償の責を免かれ

る。

第三者から同一の事由につき損害

賠償を受けたときは、地方公共団

体は、その額の限度において、この法律による補償を受けた者が第三者に

して有する損害賠償の請求権を取

得する。

第二項の場合において、この法律

による補償を受けるべき者が當該

第三者に同一の事由につき損害

賠償を受けたときは、地方公共団

体は、その額の限度において、この法律による補償を受けた者が第三者に

して有する損害賠償の請求権を取

得する。

第三者から同一の事由につき損害

賠償を受けたときは、地方公共団

体は、その額の限度において、この法律による補償を受けた者が第三者に

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「第十三条（他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二号）第三条第三号」を加える。

第五十六条第三号中「第十三条」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律第三条第三号」を加える。

第六十四条中「第十五条（他の法律において準用する場合を含む。）」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律第三条第四号」を加える。

3 地方税法（昭和二十五年法律第二百六十二条第六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第六号中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号。防衛庁職員給与法第二十七条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律（昭和三十一年法律第二号）」を加える。

第六百七十二条第六号中「国家公務員災害補償法」の下に「公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律、」を加える。

昭和三十二年五月十八日印刷

昭和三十二年五月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局